紀伊國名所圖會

六之巻上

名草郡
那賀郡

ル 4
1833
9

ル4
1833
巻 9

紀伊國名所圖會巻之六目録

観音ち
法船寺 男子母神
五瀬命大神と家つ玉の図
竈山神社
田鶴寺
中言神社
中言神社
児の淵
大林寺
武内宿禰誕生井
九頭神社
神宮寺 大師堂
宇佐八幡宮 八王子 天満宮
西田城跡
中言神社 天満宮 八王子
廃萬福ち
津田浦
二ツ井泉
藏橋ち
観鶴寺
大弁ち
四ツ石 十光寺趾
伊勢西宮 蛭子神 若宮八幡宮
弁財天社
子鉢佛 五社明神
涅槃堂 大師堂 開山行善上人廟
赤坂松
天霧山
丹泉
八幸神社
相坂八幡宮 南 櫂の芝
里の井泉
薬王寺 日紀水 矢天社
白例山 鳥井趾
九頭明神
妙喜ち
祖師堂 三室堂 七面堂 三十番神祠 鐘楼堂 星下りの梅 井泉
神宮寺
来八幡宮
坊の浦 船の芝 櫂の芝 坊子の芝
宗祇法師舊宅趾
観音ち 観音堂
應供寺 観音堂 極楽橋 月紀水 星紀水
ち忍ち
神宮ち 大師堂

松尾寺　宋安邪西大明神　神宮寺 大師堂　杉尾神社

亀池　邪於郡　上川　盆石　亀の川

塚王寺　大藏ち　法生寺 四ヶ大師や　子安地藏や　影向の松

九品寺　金剛遍寺　栗不動堂　飛泉

國主神社 深刻 烏帽子岩 鞍掛岩 假面　神戸　諸井堀　大飯の神供

藥師寺　古社

薙子塚　摧大明神　惣樂ち　礫石

法華寺　王子ヶ峯　観音寺　多羅乳女神社

蓮華八幡宮 子安神 松尾神 麻呂神 多良神 熊野神 田村神 薬師神 天満宮 生雲神　白岩谷

亀淵池　丹生神社　西山谷川　沸湯谷

藏王寺　箱山　紅ヶ淵　たちあらの方洗の井

宮堀水 神幸　石手

矢筈山普門院観音ち　神武村にあり　本尊十一面観世音

菅相公の御作　大師堂　の二十七ヶ所なり　四国八十八ヶ所とうつしに作る

當ち八開基之遠うして詳なる天正の寇火に浸失せを再興せる今の

堂宇之内村に菅原姓神前中務とゝ旧家あり今も歴然として居宅門

前さ車寄さもありて昔の民屋とハ大ニ異なる一構なり

養心山法船寺　月村法華宗　鬼子母神

びゝと明暦元年仁義正理ちる日蓮宗の信者立しく中興に

日正山大雲院弓法ち　久田村にあり　天台宗　諸仏涅槃像　卯月八日西方を迎の法人様をなり

上作は涅槃堂　本尊る釈迦佛昭士千時佛

大師堂　僧堂

鎮守五社明神　門ちの山上　開山紀吾上人廟　境内西の方に

當山八人皇五十一代平城天皇市ち大同三年天台ち高識

行基大の開基にして始め丈六山浄土寺と号す
山地より南に五町丈六山と称す一小圓丘あり
往古いにしへ丈六の彩色半尾ありしと
と伝へ太子破壊し給ひ寺院を焼失し給ひ
三年三月当代の国司権中納言従三位兼行左兵衛督
菅原朝臣宗神卿豊頼に下知し給ふ平重一山野
東西八町南北十二町 小田 十町 大谷 寄附き給ふ又中興以降
の五重塔に荘厳し奉り仏像も造り立て
位下三浦長門守平為春朝臣 又宗左近左衛門尉 時朝臣
冥福乃ち為国郡貴志荘上村の内
の内に建立せ給ふ法隆寺に寄附
孝安三年当寺に還住
ちうしへ寄文六年十二月の事なり
　　弓法寺
　　紙南海

春夏秋冬緑樹。東西南北青山。野溪一帯舟筏。

烟霞孤村鳥還

武蔵国入間郡善上人入定慶仁和の比の人なり国造家の
紀乃あるもの
そもそもこれ
南北十町の田園
武国造家
の
彼の家の
記

竈山神社

宮卿 和田村の西南三町余れあり○竈の字加麻度と訓ずあり
まづ竈門山と
○延喜式神名帳曰竈山神社○延喜諸陵式竈山墓。彦五瀬命。在紀伊国名草郡。北城
東西一町。南北二町。守戸三烟。
○日本書紀神武天皇御巻曰。夏四月丙申朔甲辰。皇師勒兵
歩趣龍田。長髓彦聞之曰。夫天神子等所以来者。必将奪我
國。則盡起屬兵徼之於孔舍衛坂。與之會戦。右流矢中五瀬命
肱脛。皇師不能進戦。五月丙寅。癸酉。軍至蒙渟山城水門時。
五瀬命矢瘡甚。乃撫剣而雄誥之曰。慨哉。大丈夫被傷於虜
手。将不報而死耶。時人因号其處曰雄水門。進到于紀伊國竈
山。而五瀬命薨于軍。因葬竈山。云○古事記中略曰。於是与登美
毘古戦之時。五瀬命於御手負登美毘古之痛矢串。故爾詔吾
者為日神之御子。向日而戦不良。故負賤奴之痛手。自今若行
廻而背負日以撃。期而自南方廻幸之時。到血沼海洗其手之
血。故謂血沼海也。従其地廻幸。到紀国男之水門。而詔賀賤奴

法寺
西播州合
由良雄
若山
眼洞
大坂
千呂

釈迦堂山
文殊山
寺堂
厨

之手」死。爲二男建一而崩。故號二其水門一謂二男水門一也。陵、即在二紀国之
竈山也。

彦五瀬命と申奉るいまの天津日子波限建鸕鷀草葺不合
命の長男なり。御母玉依毘賣命。日向なる千穂宮にて生
まれ所なり御弟四男ゆゑ。二柱稚水命。三柱毛
沼命。弟四柱豐御毛沼命（倭伊波禮毘古命と申奉る。此神武天皇なり）
とぞ申奉る。御母玉依毘賣命。海神豊玉姫なり。
五瀬命。兄弟相議し給ふ。千穂宮にて相議し給ひ
ける。東に行幸ましまし給ふ。国宝沙の見へ騰空よりして流星
の岡田の宮。阿岐國の多祢理宮。吉備の高嶋宮へ次第に
遷幸ましまして。さて東にすゆせたまふ。速吸門よりわたり給ひ
根津日子紀ゆるなる。海路の道しるべ
なりて皇師を導奉る。舟楫をそろへ五百食蓋一そひ

岸に天下紀平げたまふと浪速の府に進ませたまふ
廻りて河内國白肩津よりまゐりたまふ。四登
美山の長髓彦ゆゑ拒ぎ戦ふ。雷所の矢を起して
孔舍衛坂に撃ち破る。敵ども皇船の楯を取て
下立ちなびき与ひ五つを捨てたまひ
地と楯津とつゆ走りたまふ。
手負ひ給ふ。
いたる日神の御子なる。
いへよりを妨奴なる。
負ひ戦ん。
なる血沼海よりて
海なる人行なる
ひて逆よ紀の國男
水門にてなりまセ。痛手を

竈山神社
鎮火神社
天霧山
五瀬命祠
水門來吊白雲
隨傳道當年駐
六師龍負瑞舟
威自壯鶴飯率
表事甚悉東征
將畧留文史南
土頻藥奉典祠
請見雄心灵未
散奔潮声激撲
寒陂
川合孝衡
天神社
天神社
私田村

色々の
紅葉
銀瓜
稚飯
神武天皇
神武天皇
社務所
社務所

五瀬命
矢疵を
蒙り
戦
圖

[illegible]ひしの大[illegible]を[illegible]ひ慨哉吾大丈夫[illegible]奴の手に
[illegible]く詔く男詔と詔びたまひたのふ嶺ざうまうぬちまふ
[illegible]て其小門に男ろつとふ[illegible]ひう神陵へ[illegible]
[illegible]山地とうとふあざうべしちうた
あるとに丸ふ[illegible]く大なる塚の樹立あ[illegible]ぬうろあう古老武い
そこの所るうとうう　竜山[illegible]
[illegible]

歌集

かるふの霜さへ[illegible]

[illegible]ひの神代の[illegible]

天霧山　日村長巳の方にあり

静火神社　日村[illegible]

[illegible]

[illegible]

　　類田三
　　市居宣長

○祭神詳か

式曰常陸国久慈郡[illegible]

玉積産霊の魂と[illegible]

按に鎮火祭の祝詞に曰火結神生給氏美保止被焼氏石隠坐

[illegible]更に生子水神[illegible]川菜埴山姫四柱和乎生給氏此神
心悪子乃心荒比曽彼水神[illegible]埴山姫川菜乎持氏鎮奉祀
止事教悟給支[illegible]伊邪那岐命伊邪那美命天之
御柱乎往廻[illegible]御合[illegible]ひたまふ大八洲國と生給ひ
次に八百萬の神[illegible]生給ひ[illegible]火の神火の後[illegible]速男
神[illegible]を生給ひ[illegible]く
陰所乎焼[illegible]神避まセしかば以上古事記の文　かの火
の神の悪荒なるを鎮めんとて[illegible]四種のものを[illegible]
[illegible]ん[illegible]四種の[illegible]を鎮めまつるあ[illegible]
鎮の火[illegible]義に[illegible]志豆肥[illegible]
神と神と配[illegible]祭まつるべ[illegible]
[illegible]も訓も火神の御名[illegible]
[illegible]ん其四種のものく[illegible]

そのいち書紀の一書に伊弉冊尊生火産霊時為[illegible]焦而
神退矣其且神退之時[illegible]ふりち生水神罔象女及土神埴山
姫又生天吉葛[illegible]天吉葛[illegible]ふりち貌のくちろ
[illegible]比佐古唐[illegible]古事記に天之久比奢母智神国之久比奢母
智神あり[illegible]久比奢母智[illegible]汲瓢持[illegible]瓢
より山泉汲の器[illegible]後世柄杓[illegible]ヒサゴの杓[illegible]
是又鎮火[illegible]川菜[illegible]集[illegible]
[illegible]合物[illegible]樹木の苗[illegible]
[illegible]色[illegible]間の[illegible]長俗[illegible]
[illegible]池沼[illegible]青苔の色[illegible]綿帽[illegible]
[illegible]ちうまさ[illegible]
今門苔[illegible]
又水神[illegible]姫[illegible]瓢[illegible]川菜[illegible]神[illegible]四種の

物[illegible]く闇[illegible]
[illegible]水神[illegible]下[illegible]水葉[illegible]
を脱[illegible]く山葉の三[illegible]と川菜[illegible]
[illegible]
[illegible]訓[illegible]
神社[illegible]地[illegible]志[illegible]肥の[illegible]神[illegible]
[illegible]

醫王山[illegible]寺 [illegible]村上の[illegible]
大師堂 [illegible]
[illegible]寺[illegible]
[illegible]
門脇[illegible]
[illegible]

大ビ注ぎ湯立てるとよろこんで号ロ〜とうへまと境内ふ浸能
御宮沖脇よろて建〜ろ慶乃浄願塔元應二年二月
廿二日大法會終りの供養塔也在ロ

中言神社　吉原村の山の半腹にあり九月八日の生土神にしく例祭東三所

本社　八王子　天満宮　一の鳥居
紀曰大巳貴命六世孫豊御氣主命以紀伊國名草比賣神奮事
一男又曰天の香語山命五世孫建斗米命以紀國造草姫為妻生
中名草姫　智名曽媛
為妻云

中言の神社と建ろハ此神社ハ名草一郡の地主の神ハ〜紀氏の祖乃ル
言神明と祢と称ろい為社ハ遷し祀まろ注ぎ乃神境
も慶左ニ〜く社頭も巍然〜て社頭も子石あり応仁
の一乱ヨ荒廃ロ氏荘内の産子集令〜く造建し乃ル
もい〜南宣ろ〜ご又ろ正十三年の冠尖ヨ罹ハ〜亡滅し
今いにしへの十ごつよ社ごハ〜ろ元亀年間の編ろ正ハ

宰府帖を捧の儀式はの古記あり長内笠掛射手の式と
つゝ天治平中　禁庭にはめく笠掛を追物流滴らこ
まとこっぱ也らく其始は下野国左原野乃古狐とらゝ
らゝ安房国の住人三浦介義純上総国住人上総介廣
常両人と　相模を へ召寄らゝ是流沖奥紀あらゝころこ
めくたゞ元たらゝ

宗祇法師附居舊跡

日村西のほにあり宗祇の墓は在田郡の寺に在田郡の墓は
在田郡の紀下れつたくゝ郡南先生の住所

宗祇法師傳　山縣周南

宗祇法師姓飯尾氏。紀州在田郡人也。少為律僧。好和歌聞心敬之名。適洛陽。與俱經営斯道。師事東野州。受古今和歌集。以連歌著焉。連歌之來尚矣。獨及祇大興。海内風靡而崇尚。推為宗匠。天子始賜花下踊蓋意取其冨於風雅。雖後有聞者。皆裂祇以岐已。平生好寄旅。萍浮四方。無定居。嘗上鹿山結一室。蹈種玉菴。実不黙而去。登屠為友。東登金華之巔。西窮紫塞北踏越山之雪。足蹟徧天下之名山。文亀二年自信州之山東渉入間川。留滞鎌倉。還向駿河。七月晦死於亟山之逆旅。其墓蓋在駿之桃園云。壽八十二歲。病革。猶尚與其徒賦連歌。若言若絶。不知魂氣之有所之矣。余聞祇愛聞香。美鬚髯。口不為髯行。嘗山行遇賊。不遺一絲。祇不顧而行。帳然賦和歌曰。為我爾拂子取者免世加之塵乃憂世遠捐果蘭賊感悟悔謝盡還所褫。且送出山中備。佗盗。卒得無害。是足以槩見其平生也。夫寄旅者非所安焉。彼何所循。而樂不去耶。汲汲世俗之償與搢不已者。豈能知祇之心哉。祇眞肥邀之土。連歌其士甚焉已

自然斎発句集一千五百九十句

文亀二年八十二歲三月一日の後の夢出に

年やとそあまのいとの今の世の
服ぞ少く細れ
相州箱根にて
霞や
倩
山たゝ
佐列
あしれあしれ
上京国文
うしまつ
下野
惠
桃国小
桃
桃
桃

宗祇法師

秋田の郷
秋の服
秋の服
の世を
の山

国にくらうしたりし
かなくの松もそ山ちらたるふるく
富士のくろ丸船なゆくのしらねらち
如立の新川ちくすちまくろ雅
なまやそゆ先をこくたをの絵すを
楊貴の国にしくくくる
後中の国ふくセ年とく学に
きくくふくくやや千とる日ろえけくく
みりしくのくく大くうくくくろくく
関がのもたくるしたる木戦ものくたくく
他を後ほすくい琴ろくやくくくく
たくくたくるくに染りのくくくくく
そのりをしくくくくくくくくくくく

中言神社 生駒郡村上古の名社の一つ 井泉 甲斐国酒折宮の井泉 日本武尊の歌碑あり

兩部山観音寺 同村にあり 九月十日 奉万福寺 本尊 聖観世音

紀三井寺の作にして立像長二尺 行基菩薩の作 古仏

しも 洞らばとらん 方像にたこの

をこうこんしもを地の後ほとを

観音寺 近ク三十三所ノ祝ヲ行ル

中言神社 名日村ノ西ノ方ニ坐ス 清田浦 日村ノ古名ナリ

八王子神社 仁井辺村ノ西ノ山尾ニ坐ス

坂ノ浦 日村 兒の湖田 日村 二ツ井 日村

八幡宮 安原荘相坂村 山の崎坂村 紀神三座 應仁天皇 神功皇后 武内宿祢

當社八幡宮神領座本紀曰氣長足姫尊 神功皇后 從新羅

三韓の内新羅国より皇后既に三韓と征し還之十二月生皇子筑紫之

蚊田称名於蚊田別皇子 明年二月皇后領群卿及百

寮後于穴門豊浦宮従海路向京 忍熊王引軍返屯

於摂吉時皇后闇忍熊王起師以待之 令武内宿祢懐皇子

横出南海泊于紀水門則遷幸于江南御興行宮居之隨情

出遊之興誰宮阿備柏原西岡に
桜ゝん尚社八幡宮の日本最初の御旧跡ちう嵩時皇后の舘
首紀水門に泊なきゝ浦日ちゝ遷幸ゝ人ゝ皇子と止
垂仁ゝ人ゝ別ゝ岩原御ちう紀水門ゝ人今のゝ
あゝた蓋沙地住ちゝ人ゝ入ちゝ山ゝゝ御着岸ゝ
ゝひゝちゝゝのゝ
むゝゝゝ地の名形ゝゝ江南村西ゝ御舟ゝ艦のゝ櫂のゝ
ゝゝゝゝゝゝゝ中ゝのゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ

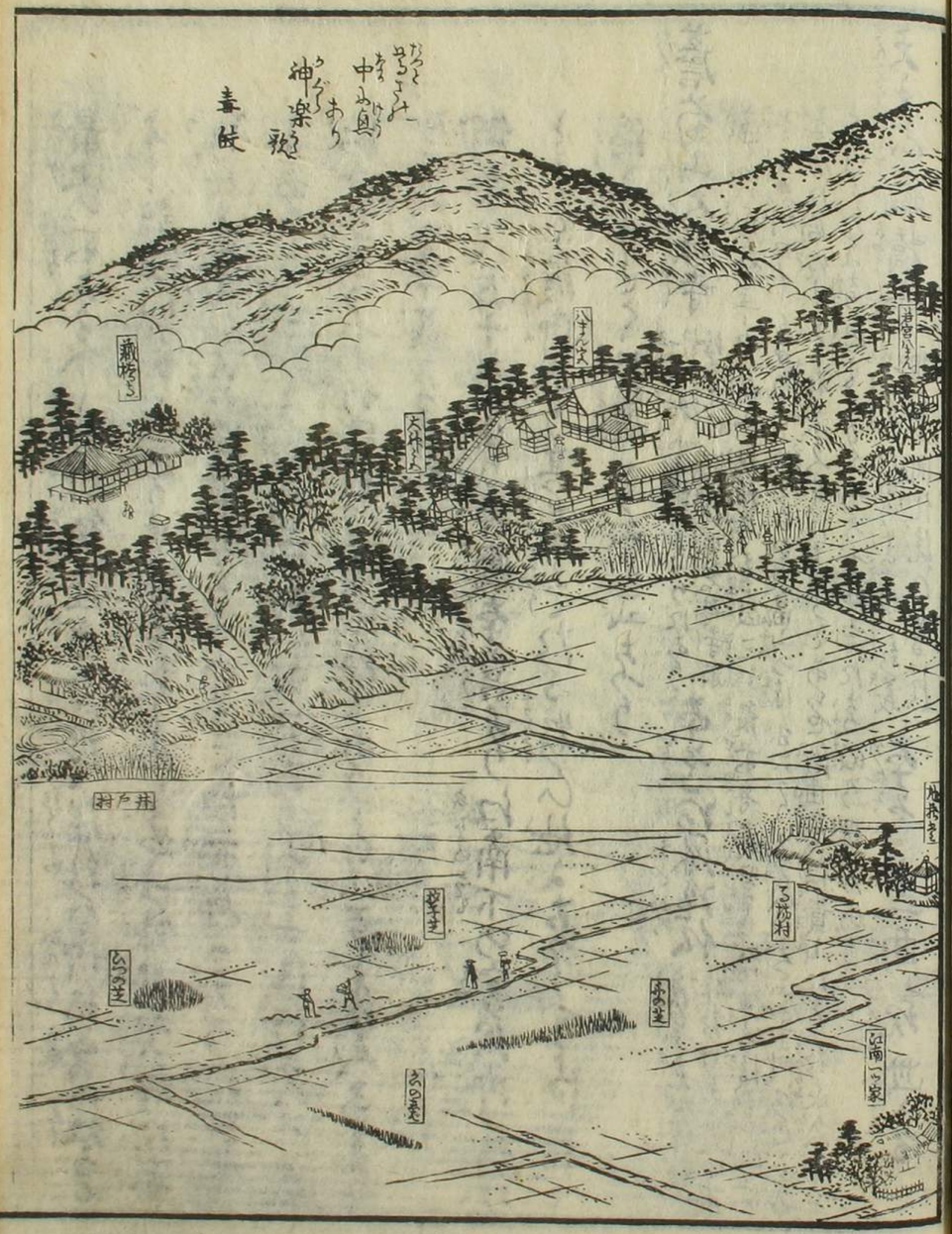
中の眞
神楽殿
壽岐
八幡宮
大林寺
戒壇寺
井戸村

其二
願成寺
時雨堂
大林寺
八幡宮
江南邸
御舟蔵
艫の蔵
櫂の蔵
藏指寺
武宮林
伽生一井
武蔵
吹上
相模村
村東
相模村
林下
昌山高政墓
林明

最上の石ゐるべし又沖鎮座本記にも海行人沖行宮の江戸
より記り水かゝぐうゐひるたのをや世餘那賀那に志
野村あり小竹宮の地ちうとくてまこと伊都那よ天の祝の舊
名あるまこと日ゐる那に園村八幡宮あるゐ子沖行宮の送
跡ゐるくゐ小竹の江戸墓の江もあるとゐる後人ゐまこを
かんゑい幸甚ちうん
例祭八月十五日ゐる沖興本宮ゐる江南下の宮瓜沖旅所
ゐくく渡沖ゐる甚厳ゐたる牧ゐ地よちうぐゐ地巍く
滝くくくく壯麗ゐる祭式ちうり

蒼苔山大林寺　本ゐる沖原仏　発像瓦仏伝の
作かけ三尺人一寸
[illegible]
[illegible]
[illegible]

長谷八寸仏寺は西国三十三所観音の十五番に記し侍るよ
まつりせろまふうに世の変りてわびけれまうすもそれやれ
曲寺は人王八十二代後鳥羽院御宇文治元年春花原廣
ふるもの安徳帝御宇を挽うしを剣ひろ西に古へ
法金嶺ふたりしを中古畠山が乱ちに天正年中の兵火
かけく頽廢ふれどう其後僧の草庵に成る岩を安置
と里老ふ伝説をくつたと再営しく存ると安堂
里の井泉 ほ村にあり(当村小字自由に敬仰しけり伝行基菩薩ゆゑ
ふるへ所村にく堀なくに清泉湧くして通り一ひ此水すて村の名とす)
補陀洛山應供寺 相模村にあり日蓮宗
観音堂 本尊普門観音像 上報恩寺の孝日の作とつ西国三十三所観音の十四
此地林木鬱茂くしく侍多間に置て巌石をかくまつり幽宝の京都
本田ふたづめらるる人皇七十九代崇徳院の勅願まにくに
懐天正三年の冠光よりしく造営二年上報恩寺の住職
[illegible]人乗補しくこを保護の地にしく中良への
武内宿祢誕生井 猿村のうち柏原 御と立くしふ伝標に方十間ばかり林あり其中に
すかりしく備ろ柏原みしく村に嶮岨なる伝説の地ろすくるかせたさ
こしく長春のくしかへるも 寄の跡とは見あるもたまつくしから

この山にくこの部伝によりしたり
上代の人の中に後世まぐく名のよく聞えるは大臣に及ぶ
おまよく語傳ふる真ふ立ての御代の初より仕奉りくいく忠
誠ふ功績ありく天平の勅にも考ふ事の忠にて人臣の
義を致に創く八氏の祖なるり永く万代の考を遺せり
ふのふ又命長ふしふ世に比べもなくさまで
宮津宮天皇の大御欲にも那許曽波余紙那賀紙比登
世の長の人たり とよなを嬉しまと大臣の御答歌にも所れ許黙
波余紙那賀乃紙登とよあるさて世人に比べて論へ
と多なりべとよ其大略を挙ぐ△名の義建こい美称へ
ふる我たり内こい味師内の内とつて其に居地なりて大
和國なり名称こしなり神名帳に名る神社あり萬葉に
内乃大宮とよめるも此屋なり古事記に津宮殿乃

大神欲令大臣の事を宣給ふ然阿多よりの七たまひ書紀神功
巻の欲令も然よりあり 宿禰内宿禰の子孫の後人の後裔ら 拙世宗家の人の
ところをもてつたふ 拙世宗家の人の武内宿禰と内宿禰を添へ給ふ後世よ
竹内宿禰人地名のあるより混じるなり多祁宇知 訓ヶ
所ゝ記なりまこと古人皇子孫称ゝ大兄ゝ近臣を称て
別兄ゝ宿禰ゝ別内兄の義にゝたゝ近臣とたゝ
親ゝゝくよび玉ひ名なると後浄御原清世ふつうてい姓
を定め第一位真人第二位宿禰ゝ たまひ
より絶ゆ人の加婆弥ゝ続紀慶雲四年の詔
に建内宿禰命ともゝ又古事記志かゝ宮殿の名大臣
ゝ名ゝ大臣てゝ名のちゝめちゝ系譜書紀景行御
巻又三年春二月庚寅卜幸于紀伊國将祭祀群神祇
而不吉乃車駕止ゝ道屋主忍男武雄心命 一云武猪心命 令祭

妻屋主忍男武雄心命 詣之居于阿備柏原而祭神祇。
仍住九年。則奪紀直遠祖菟道彦之女影媛生武内宿
禰ゝ あるゝ古事記のゝ異なれども生ゝ他書に
よりゝ考ふるふゝか書紀に同ゝ孝元天皇の曾孫彦
太忍信命の孫なりまゝ味師内宿禰と古事記に此
大臣のゝゝ書紀應神天皇の御巻にゝ記
こゝに来異母兄弟なりまゝ毎ゝ兄たゝ
て次ゝ序とあるゝも あゝ行ゝ記ゝ書
まゝ年紀○書紀成務御巻に初天皇與
武内宿禰日生ゝ ゝ景行巻ゝ年に父命紀
国ゝ九年 ゝ生まるうち生まるゝ
御世の四年より十二年までの間ゝ生まれたまひ
成務天皇ゝ日日に生まれたまひ大臣のよの
本苑宿禰ゝ日日よもゝ ゝ混ゝ
拙古事記

武内宿禰誕生井

東方朔が
南紀こうべ
和春
齒も
三百歳の
歳入豆
奉徑

武内公
錫帝者老眉長三
百。髮弼帝命。男子卒
服。韓人不朝。帝怒
於赫。公征焉。海
表重譯。洋洋聲聞。
在茲無數
縣周南

は志賀宮景行天皇の段よりて出くる大臣とありて訶
志比宮仲哀天皇軽嶋宮應神天皇を麿くる津宮仁德天皇の段さだめ
ら書紀に景行天皇の廿五年九月くり是年遣
武内宿祢令察北陸及東方諸國之地形且百姓の消息
同九十一年に爲棟梁之臣とゝ成務天皇二年に爲大臣
とゝ成仁德天皇の五十年まで五百歳内外也水徒こいたく内宴のたのしびをなす成勢天皇のいまさんことをすゝめ武
内宿祢大臣の壽なん三百歳内外也
内宴はなまのうたかなはるゝ
あそびのあいだ
おのひく門をうつあそんなりと
武内は老えたる皇子
景行天皇四年の生
年を經たるゝ
七十八年庚寅大臣武内宿祢薨年未詳一說曰景行天皇九年己亥生
云武内大臣者六代帝爲大臣也遂不知其死處一云言伐平東夷還時祢身若由
入於甲斐國也不知其死處一書云於美濃国不破山一書云還來大和国葛下郡
薨宅破賀墓是也
景行九年己卯生仁德七十八年庚寅薨年二百八十
三月大臣武内宿祢薨年三百十二
冊國法美邪
倍山
東夷還入
倍山之後不知所終
民部省図帳
木田製津彦爲相撲
年三百七歳
仁德五十五年薨年二百八十
天皇五十年
二百八十九年
仁德天皇
年
之臣の墓
其世に
亡人
帝王編年記
朝臣氏久
入於甲斐國也不知其死處一云言伐平東夷還時祢身若由
入於美濃国不破山一書云還來大和国葛下郡

諏訪神社 生年不詳八月十三日 紀神 建御名方命八坂刀賣命にて保安二年に記あり

松尾大成寺 日村にあり 西山流大林寺末 古松あり 幸ある地藏尊 法大師の御作にて名一人三

竹の松 字名の所にあり 雨のくれ 色に彩をなす 枝脇とする

枝葉 他所にあるものに比べ

次良左石塔 日吉にあり 四百余年の

八尾の郷 寺の大神 紀氏 又五郎 紀氏 紀氏

養老山護國院観福寺

祝言堂

あつたゝ[illegible]三十三所観音[illegible]

[illegible]老年中の年[illegible]

[illegible]

薬勝寺村

村の[illegible]十八年[illegible]

[illegible]十月廿一日[illegible]

[illegible]

[illegible]

世二ケ所の井泉ハ天長五年天下之旱魃ニ弘法大師雨乞の為
一七日ひゝ之の中ハ七日に日月星を表しくいのりこめ大悲
あらゝ乃民ハ大ハ[illegible]
ゆゑ其ハ異ハ[illegible]
領守河　矢紡天ハ

極樂橋

紀伊州藥王寺有感　紀齊名

紀伊州名草郡有一道場曰藥王寺幼婆菩薩者所建立
也空跡雖舊風物惟新前有日月星之水後有黄纈纈之
林有草堂有茅屋有經藏有鐘樓有茶園有藥圃有眉
颯爾余是羈旅之卒午之走初尋寺次逢僧庭前俳
徊燈下談話耳目所感聊記斯文云爾

日本霊異記曰
空武天皇の市宇に紀伊国名草郡桜村の物部麻呂塩春と
云者茅屋寺の樂料米を借りて田を作る麻呂
卒しく後つの牡犢ぐらく藥王寺につゝく塔乃下に
伏寺の者怪しく追出せども又来りて伏して去らしいかゝ

者の牛ぞと方々に尋ねるに誰問てもこの人たゝ此方に寺れ飼ふ牛
たゝ五年あるゝ付茅王寺の呂那岡田村海部郡の石
人の家に牡牛なりく日家をたゝるに人や石人合くきたゝて
牝牛勝れ屋く涙をたゞし家に接村の舊名今伊井村あり物部
麻呂の茅王寺の樂料の茅二斛を供酒に造りてうる
たゝ其茅氏遠さに〳〵くるゝ少人今牛と別て酒の價とは
なるんあ八ケ年ゞ間寺人老ゝ今まで既に五年を經て今
三年の役あるとたゝ人たゝまゝ世ゝて家業をおたれ
苦く痛く苦く檀越方に此ことを告げ
まゝたゝ人石人そまゝわと云てゝんや牛まゝ云
桜大娘に告く虚空たゝを云たゝ人ゝ云ゝ
大娘に酒屋の妻に物部麻呂ゞ妹たゝ石人大娘ゞ
ゝたゝの生ゝを語ゝ此ゝ也ゝ逆ゝたゝて寺僧

檀越に因縁を聴ゝあゝまゝ家に居て經を供養する共
たゝ八年氏經く彼牛に因ゝ此ゝ再ゝ人ゝを
支當山に傳ゝ山形を大士の姿刻ゝ立ゝ苦人白王四十五代
聖武天皇の御宇寺たゝ幸ゝ茅師如ゝ白王后の
今ゝ人ゝ石の霊ゝたゝ家ゝ病ゝ諸ゝ
流ゝたゝ星霜四たゝ頼度ゝ仏ゝ金の跡の田ゝの苔
たゝ古ゝ住ゝ所ゝ人ゝ去ゝ屋ゝ荒地の落花ゝ
春寂ゝ〳〵〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ

國栖山花眼院神宮寺　日村にあり

大師堂　法大師の像を彫つるとぞ　寺号不動明王立像　しらだ

三上院千光寺跡　日村にあり

法令　僧人のこうあるべし　四条の寺人門の寺あり

甚慶上人初住寺　千光寺

三上市左宦公文　勾配太所可早　為千光寺從

位殿市沙汰之事

右彼寺、順倒佛事已下、為市御沙汰所、中分迄仍

市代宦士宜沙汰、不可遠失之故下

元暦二年七月十二日　左近衛府生秦判

南無妙臺寺　日村にあり　法華二月十二日餅投の

祖師堂　高祖日蓮大聖人　十三日廿八日ニ九月十二日ハ虫えらひ九月十二日ハ虫ハ

りうう　霊験ヲ特ニ　開合ヤ　むけ　像

たくさんセラハ　ハ　又　ハ　ハ　ハ

住吉八王子
伸明大主国
白猿森
不動
鳥井跡
三十番神

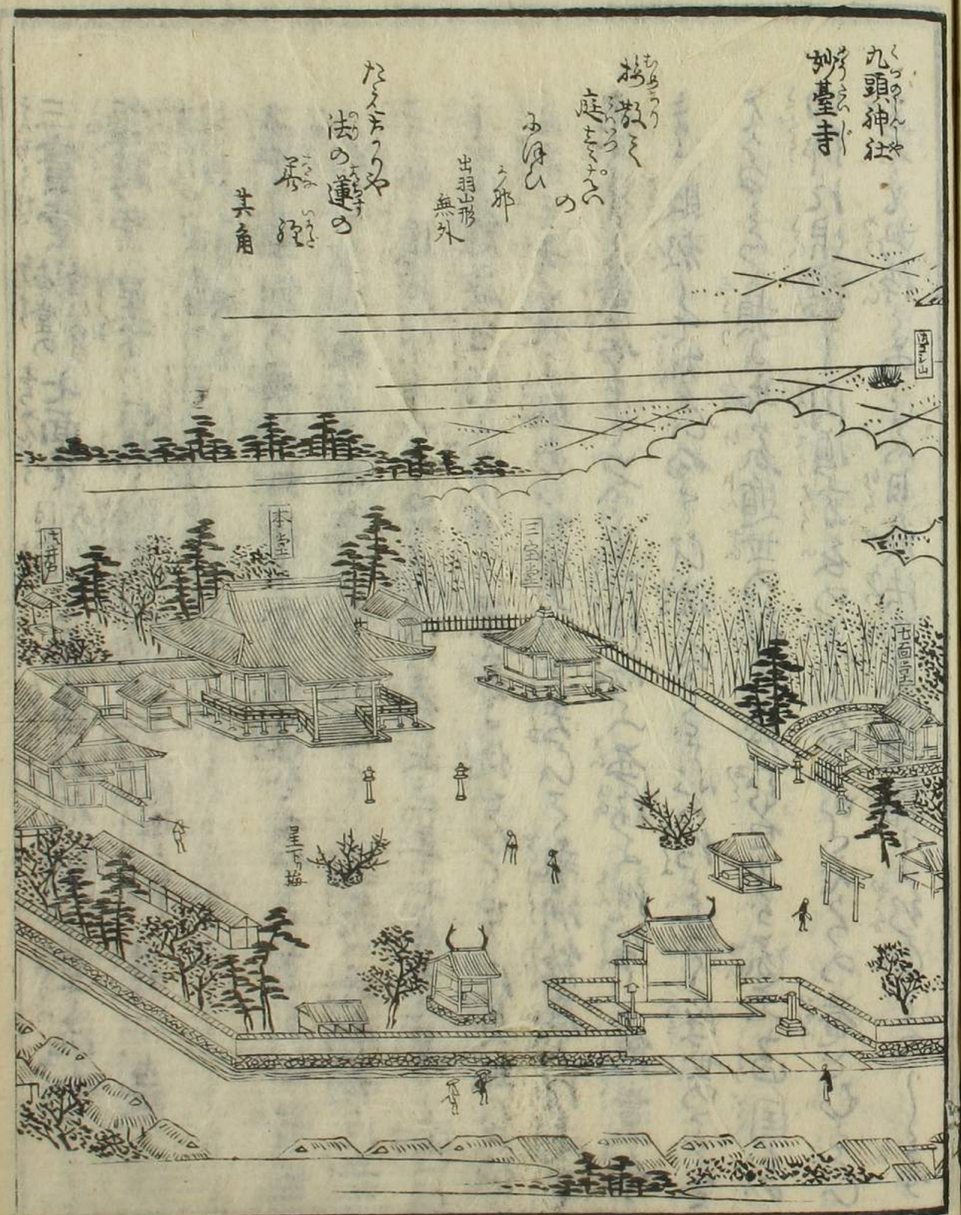
九頭神社
如臺寺
梅散て
庭もせまくの
ふほひ
出羽出形
無外
たくまうや
法の蓮の
其角
西王山
本宮
三宮
十面王
星宮
宝殿

三寶堂　本堂の七面は西南に三十番神は隣る　手洗舎

鐘楼は　星下りの梅　乾坤のうにあるつ手洗　井泉

書院のまくはあり清水の傍に　白しらゝ

そもそも草創の開祖妙俊上人の俗姓をたづうするに伊賀國

山田郡平田城主平田の冠者貞繼ゝ其先は延喜帝に出て

平氏ゝ源氏はゝうちうで其後は寿永三年七月十九日のゝ比に

平氏の餘族江州に出張ゝ源家に仇をなして貞繼は伊賀に

木源三秀義に駈あらそ軍利を失ひて勢州鈴鹿山に走て

ゝ籠居とゝつゝも後既に平家に洗濯ゝ餘黨今

まゝ敗亡して世にゝ忍ひ隠れゝ浮世のことを

たくるゝに頻に出家道世のわりしかもせゝ遂に西国に

田郷に退隠ゝ因縁方丈の草庵をむすび

なんも妙俊ゝ法華経讀誦ゝ紀ひすゝ

自分の郷里の道俗渠が不動堅固の信心を感賞ゝ

ちゝ彼庵をもゝ妙俊ちゝを称呼せりゝ妙俊が村落の

大橋太郎左衛門尉通貞ゝ鎌倉に召捕き

土牢にゝ生ゝ繋ぎ給ふ通貞ゝ妻子ゝ

遺腹の子あり男子ゝ既に生育して貞紀と

ゝ号ゝ又ゝ因縁ゝ憂へ字のゝ事ゝ嘆くゝ

ゝ月日ゝ経ゝ歳月をゝ

ゝ建久八年既に十二歳ゝ成ゝ

鎌倉に赴ゝ

ゝ仏法ゝ護ゝ

ゝ鶴ヶ岡八幡宮ゝ参詣ゝ七日ゝ

ゝ日夜大乗ゝ放ゝ

妙典を讀誦ゝ

よくに奇特のものくふらまひよれども方の行願にやとう
ぶらとよ沙法〜なるゞ遂ふ源二位の聽よ達也ゝ昂て大倉
卿の邸所よめさし其方紙と問せたまひしかる孝貞法
しふれよくに父が古宰の若と兎まきもんくものの行願なる
ようとはだくんにめぐら脱ふめくさこあけしうへいおなを
あ名をめく父多に代ゝ〜めたびゝ多て宿く世ふ以後しが
源二位氏たゞめ付俗の大名小名其孝ゆを感賞しくもふ
袖をでまぐ〜ゝなる世ゝ〜通貞に脱よ羅科まうまて
死刑よ所せゝるべたにでかるゞ貞人社ゝ至孝のふるまひふ
ゝくゝ行よ其ゝ飛と常めゝし通貞ともく点社よ紛ゝ
まがい父ふい養ゝ〜こらして終〜ゝぐゝ有〜こし偏に
大乗妙典の利益ゝ〜ゝ〜〜〜

法華の蘊奥を極め悟り成仏なをしうべきこと疑ひなし再び
尚ふたつの妙体寺に帰生し一体のうちをあらためて妙善
ちうこを号しうち其後星霜幾年にして後鳥羽院
びうぶ建久二年の春大僧正南ちうふ来臨ま
ひして面むかつの相貌の芳顔ちうとりくそを再興
ちうたのうち像と彫刻して当ちうこ所廟しうつうそを多
今多年ちうこ安置ちうころの霊像ちうこ年々永享十年
京師妙覚寺九世日延上人南ちうの霊亡せんこと欲いてこと
大ふ師痛とくらくなまへ世なをうして法燈妙覚ふい廟ちう
什宝絵紙金泥法華経　鬼子母神ちう像　大覚大僧正の御作
祖師直筆和歌一幅　長柄傘　念珠
大覚大僧正に雪のしたと勅令あり
冊誠とくくくくくひくくくれ
ちうくくくくく

岡田八幡宮
岩田城趾
且來八幡宮
姫大明神

城趾い
なけと
のこる
茅ぶき
若山
撫丸

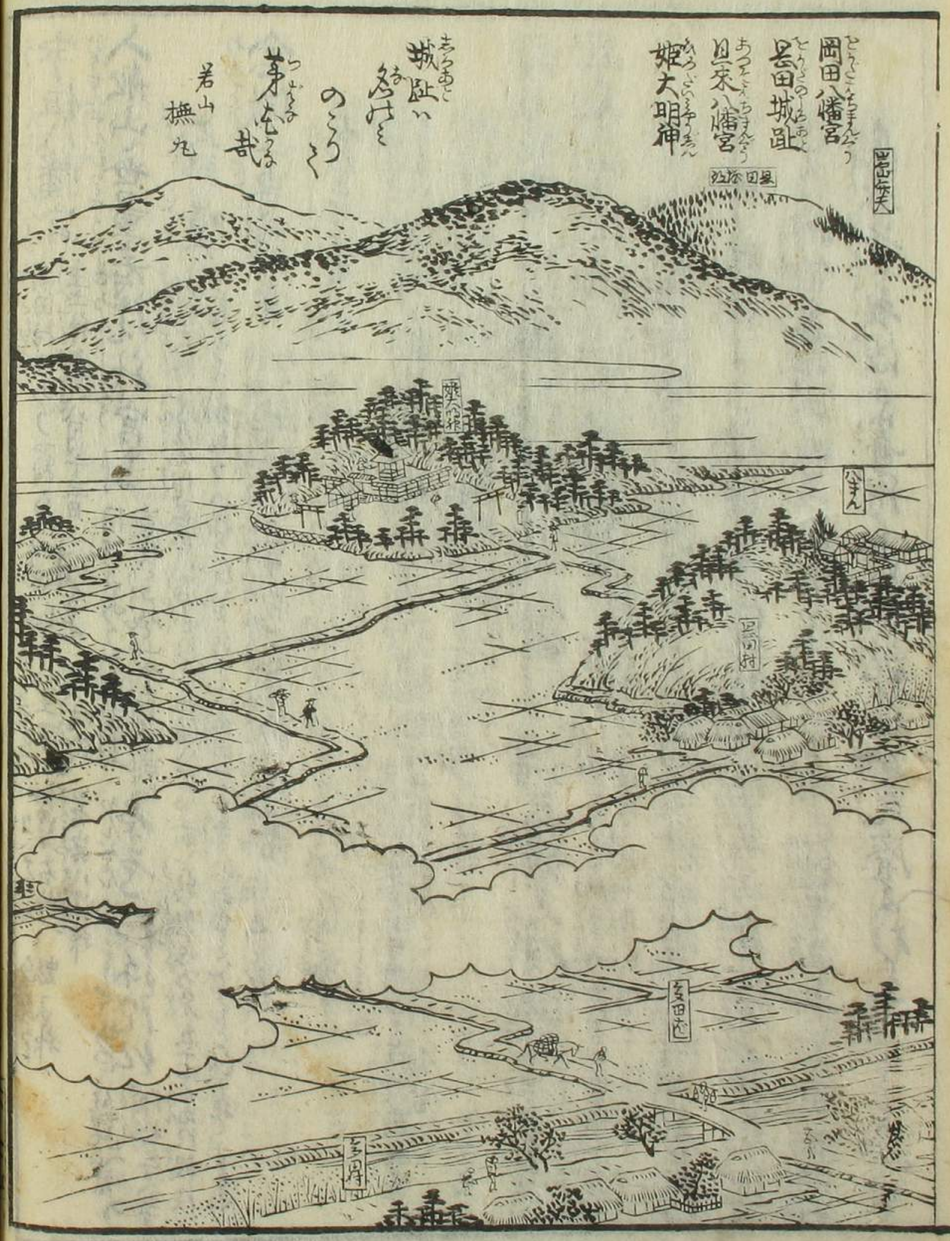

月光映露
三秋清氣凝為
露十五夜中烏
鵲枝月影映時
渾似玉玲瓏萬
顆拂簾垂

縣周南

世や
くらの
秋の月

宗祇

神系の紀先とくゝ載ゝ尽くわざるゝ其考のさんたるを
想像するあまべくゝ今文元に出るゝ

白田山三郎尾張守義深寄附帖曰紛失且来八幡宮色々神物等事
右紛失帖之子細者去正平八年二月六日於當荘合戰之時傳法院之堂
衆等一揆内八人乱入社壇搜取色々物御劔一振御弓一張御矢一腰御筆法華
經一部往古置文一巻物忌量雙紙一帖綸旨一通錦小路殿御教書一通細河殿寄
進帖一通小倶殿寄附帖一通石堂殿寄進帖一通當荘本家領家之寄進状三通
神主私文書等數通皆悉搜取者也同九日彼八人衆打入山口河邊致種々乱妨
濫行尚武家杉原手郎日被誅伐被懸其八首於且来山峯畢誠當社御
敷地山野並神田貳町陸段者更以不向馬皇若少月此旨輕神慮於社領違
乱之輩者併相招當社八幡宮御神罰者仍為後證紛失状如件

正平九年六月一日

尾張守判

影向山地蔵院神宮寺

日本国言語古義

本尊不動明王 新像長一尺五寸

大師堂

日本国中四国八十八ヶ所を後て弘法の系五十三番に配

霊山獄山観音院松尾寺

日村小の山まあり

本尊石造観世音 新作

観音堂

西国三十三所観音寺巡礼の系七ヶ所を配ち弘法ちなおつてそもしらとも
もろくもんくのもろひとまろの色のる又弘法の系八十八ヶ所巡礼五十三番札所

[illegible]

宇賀郡西大明神社　生土神　祭神[illegible]

如意山宝勝院神宮寺　[illegible]

大師堂

[illegible]

威徳山薬受院神宮寺　[illegible]

大師堂

亀池

那賀郡

[illegible]

野上川

盆石

亀の川

福王寺

大師堂

愛宕山

大師堂

月光山勢至院法恵寺

[illegible]

宗祖弘大師の像

[illegible]

影向の松

[illegible]

[illegible]

[illegible]

法然寺
影向の松
九品寺
別院
後ケ峯

南紀
雲城

樹木

二州
京夢

九品寺

九品村

一端霊山之別
修現無邊光
身亦勝法重師
之肖像建賛為
書執筆圓迎之図
復嚴居讃州七
福寺親子刻勢
至之像藏一偶
有法然木地
身大勢至
菩薩之句
又熊野大
権現示門
人直聖
曰師勢
至之化身
也等詳出
于傳

新向の
霞の
如賀
希因

本堂

長堂

本坊

岸川

署れ法名老松とてしく宗地の落髪寂こうかいく
文治三年未春三月浄土の元祖法然上人御歳五十五歳
のとき紀州熊野三所権現へ参詣あるとき此所に来給へ
あるとき湯殿の水すくいわれ御湯水村に一人の
猟師あり豆い亀の川わく鱗を漁し後に山に入く諸獣を
狩く世に殺るる女房みこを深く敬きてこれを
こまに用ひざりしかば殺生の罪たまへ世きく
上人よりこの罪業ふかきを懺悔し未来ことたもうん
こを願ひ上人いとあはれみ先智剣五陵三従
の女人までもつて法院の本尊に対こたらば
殺生をば仏の大悲の中に捨れて極楽乃菩提も忽消滅し
西方浄土よりさんこ迎の菩薩ひ
日高ふ念仏しるる合掌して往生願ひ生る

懺悔〜亀の川〜を深めく宝〜ありめ今ハ古松一本
塚のまく〜にあり〜ぜまよろ〜〜当寺ハ再建〜二季
春秋時ごの日ハ今に日想観修法の念仏怠慢なく宝ふ
大阪舊蹟乃一負なり
如来山蓮華院九品寺
紀ノ峯
野上山別院金剛遍寺
服士　地国天　多聞天　大阪堂
四ツ山寺い古刹なり〜を天竺の毒龍の法いわづの文宝維摩
居の比〜〜十方仏わらわ〜を出家を学て浄土宗と
めて〜〜月に和〜〜偽厨子入寂莫〜る鐘楼乃高
巷埃仏避〜〜三乗を法〜あた宝岳の日げ長閑して

孟子不動

清暑瀑

飛瀑落山顛
巖巖推爲雪
忽被天風飄
掃却人間熱

山根清

鬼貫

尾張 丈草

十住心の花の匂いあざやかなる弘仁年中弘法大師四海を
めぐりたまふて此地湯西に漂ひ霊城也
とて梵宇を造立し鏡に写し上ちまつりたまふ法
生土神八幡宮の御本地仏なり別院のうあり本尊大
悲観音地獄道の三障消滅疾やかに霊験新
たなる石像不動明王
是なる村西十二四所山の中にあり未
詳
長三尺八寸四寸
仏法大師の作
当山は弘仁年中紫宸殿海諸国巡錫のとき
此湯のほとりに来りたまふ四家平安の行願一七日結縁し
たまふに不思議や霊夢あらたにして共に岩屋
寺を建立し伽藍を造営し相模国に勝地を撰ばせ
大盤石上に立ち給ふ此巖上に遠く五色の雲霞
なる巖石屋々にて紫泉の契岩に注ぎ落る煮樹
芳草青々として陰涼かの御毛骨悚然として近づきがた

國主神社　国主村にあり貴志庄十四ヶ村の生土神　祀神二座正殿大国主命
相殿　左　天照皇大神　右　ゆ彦大命
例祭三月　日
当社御鎮座いつの頃か久遠にして其始はるかにうんたち中興
崇神天皇神岩を感得なりたまふ御勅願にて弘仁九年
の御造営なり其後天皇遠く鬱を尊ぶ崇敬あ
り幸ひなりたまふ常磐堅磐の栄の末の栄えて法
手だり松を植させ給ふ今社殿ホ〻称ふるものなり
また其後清和天皇三年天下旱せしかば
当社の幸帝の勅使を遣はされ雨の降り給ひ
しに第五の天皇にまたまたに社の深淵清まりたる
計神水なりとて玉垂を雨を鳴動せしかば沛
然として雨降り四海の潤沢を蒙りたまふ程な
く代々の領地寺領他の里々社中後名を上皇

國主神社
國主院
諸井堰
枯や
蛇苔を
やかる
石の彩
古瓢
村主国
村戸村
車屋

秋神楽や
狐のけそく
火のえり
松前 汶水
若狭 一和
近江 重厚
本社
神主
ぎじ堂
石けうく
神文閣

然野三山御幸のれうこう風興と為たまひ建久の比右幕下頼
朝公社頭再建の下知ありく同六年大仏庄園と盡して造営
あり東盛上人の出生のこと
まセー神垣の星霜まことに荒田のちひさつひまぐ
大仏のたりめ織田多の倉にうつく神領没収ヒラうとも
さぐうちうに宮居もとの儘にとりあ神殿ぶんもすとや
深淵 国主神社のたれこれ供を神ちの
世間へなくなん山寺銘うもまた光志の名ろ
ゆ山の洲崎れ出さと他たるうの川の矢さと農名ありこん川とあへ
ん井代のたくめるあびんや
人分のたくぶくろたあーん
鳥帽子岩 鞍掛岩 諸井堰 堰の下よりあり世俗堰へ光
田畑と平ら
面白 堰の
長原ーうしまけこだ

國主大明神
大飯
釜
あらて握
洛度水

年比やゝくれのこれいるひ行〻そこれ者ゞし人〻国主村〻より
[illegible]上川の辺る出山に祝戸村〻より奉る[illegible]
さゝふまてそこらまゝ[illegible]
生[illegible]
つ〻〻豆の粉ときやらん山皆これ祭り
主ようとゝるゝ〻かゝみよりて配者ゝそひらゝ[illegible]
もぐ宮ふの熟ゝを備つる家あり立宮てゝ入まゝ[illegible]
ゝゝさゝやちる社ゝてたらゝ臺所のとゝ[illegible]延と[illegible]
飯をうつゝしらげ[illegible]女十四の人[illegible]
ゝゝあてあら枝[illegible]
ちゝいするまうゝゝ[illegible]
ひゝふゝゝ詰ゝゝゝ先[illegible]十四村の[illegible]戸の旧[illegible]町
だゝもゝゝるゞのちゝのあるものの老人[illegible]村[illegible]

年毎に三人此[illegible]てまゝ[illegible]年ゝゝ[illegible]間ゝゝ
[illegible]田ゝるゝゝ[illegible]
[illegible]刺[illegible]
[illegible]人五六十人ゝゝ日ゝ入迄[illegible]
酒ゝゝ[illegible]
串ふゝ[illegible]白米十二俵[illegible]
彼[illegible]米十二俵[illegible]
ゝゝふ文迄の[illegible]
日ゝゝ[illegible]
[illegible]
四四ゝゝ七十俵[illegible]米[illegible]
ゝゝ四七廿八石大ゝ[illegible]
力[illegible]

世俗に世俗とくこうて吉山社のまんめる間より新蛇をうて人民
おわくくり報しるとのうふ祈たいとひ祈りくまこうたれ
敷こうて人をを備へるとを後世大変なる代く伝る
こうかるあやしたる世間より伝りるもおかしく今若狭
法より発源国にく猫を神にうて生熟牛伝へをある
たうきれのこ玉猫と生捕ちこうも焼磨く玉こやこね
ゆ記ひう出大仏のまうるもまるの祭ふあうでんもはうく
たう家のるもまうくくめうへうくよるいのの
かうくなうるもこうて

瑞王山國主院薬師寺

日下ゆ古我流寺仏像七尺二寸
仏つ長ゆ寺

持仏堂

名五尺
御像ゆ本体ゆ薬師ゆ作者創ゆ
[illegible]

奉安大日如来

仏像七尺二寸
[illegible]

百姓お紀伝文まうくのうく乃白く殊更高宮の祭神社伝ゆ
寺の乱伝る雑ゆ出仏経写本ゆ出ゆ永代寄成其頃向後以氏子伝倫る亀

神戸

[illegible]
国の神社より山ゆ西じうにあ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

中古此地ニ紀氏ノ領ス藤原氏ト相ヒ交リ山服ヲ仕ヘ山ヲ作リ山峯ヲ作リ山ヲ

王子ノ峯　日村ノ北十丁ニアリ山服ヲ仕ヘ半服ヲ為ス隆寺ノ大門ヲ開キ村ノ北ニ居ル

つ栗山妙音院紀寺寺

支西院ノ古剣ハ[illegible]年服ヲ保シ性哉中古ノ火ニ焼ク記ス

呂鄙童の呂碑を證ス[illegible]

[illegible]ノ開闢の年代ハ未ダ詳ラカニセス

[illegible]ノ人皇七十四代ノ[illegible]寺ノ権現ヲ[illegible]

[illegible]ノ皇后ノ霊

像ヲ浄瑠璃ノ[illegible]ノ皇后ノ位牌ヲ

[illegible]ノ美福門院真性　保元辛巳年十一月二十三日　性ノ[illegible]

しゅつ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]

あざ[illegible]

白岩谷　日村ノ七八丁山ノ谷ニアリ[illegible]

本朝国語云　紀伊国白岩谷ノ[illegible]ノ川ノ南岸ノ[illegible]里ノ[illegible]

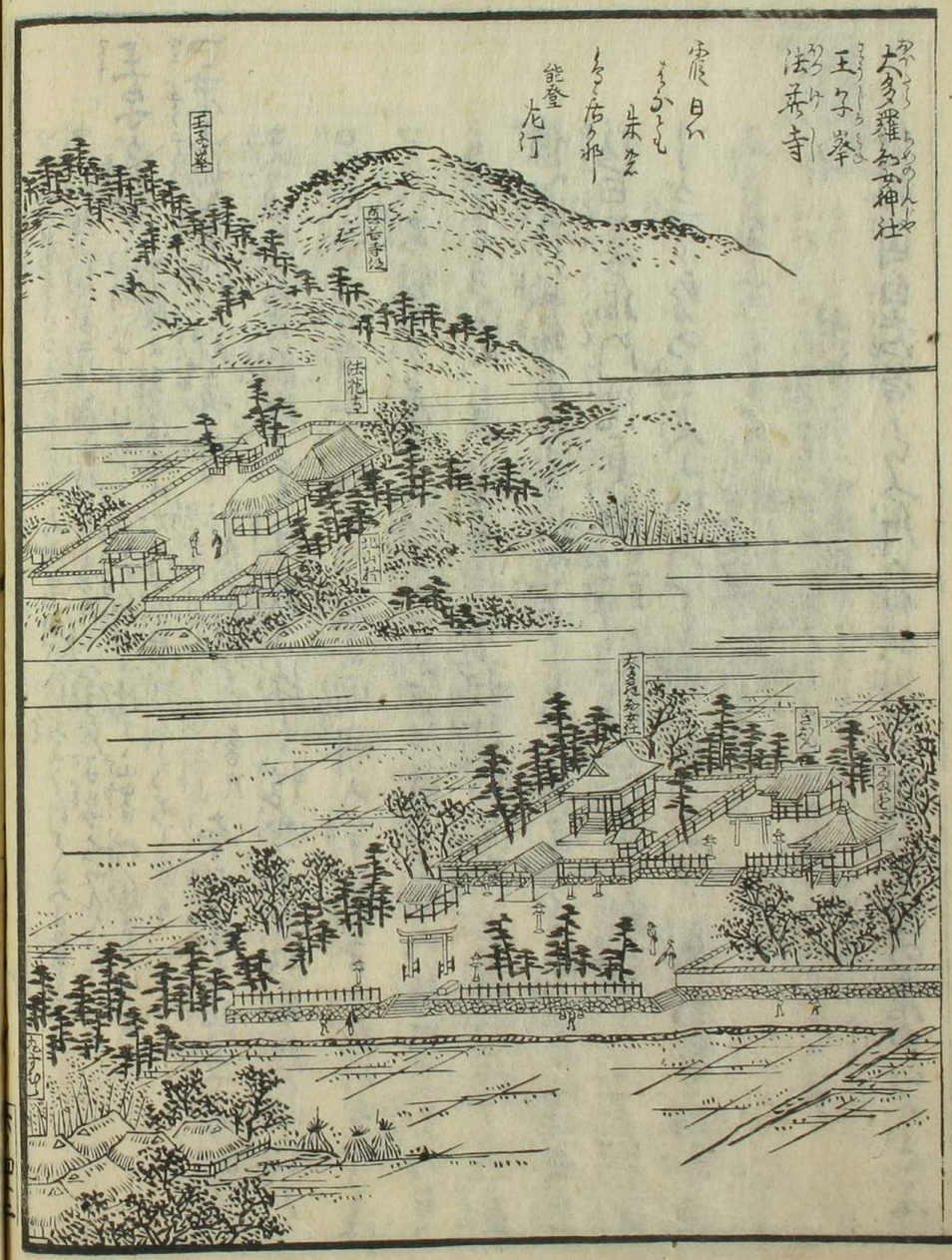

大なる石牧多あり時赤く血の色のごし性古の色漆白
なりなるる事所多し蜘蛛あり人を取囲てこれの帝
より勅とくだしなるひ退治なるる其血すなわち
白岩を織しなる其色紅血色なりとなるまこと
性古の白岩谷とと谷の名とくしなる谷の左る峯
に巌あり其高さ五つ程なる岩穴あり此穴
或いは岩屋山賊埋伏して鬼魅妖怪と人を
威しく物と奪城風獅子蜘蛛とて世所者のこと
うち性格貴志郡の里村野上の峯々と雄岩の景色
つくりたくさん重山峯々波濤のごと
牧十の白岩あるひは又は五段でうれる谷の頂より
なるまぐれよく林泉のごく其間の流る水ちぐまとう
かくる風色他よりおるべくも絶へ尺古人ほんて蜘血石と

ひとり岩
きくの岩

偶時の
位置なり
假山のごと
たち石はなれ
梭ぐ白磯く
湯ひかる傍く
消くうりまりる
なもしく雪の解る
ぐく仏景昭説の
とむりし処く
仁雪のけとまろ
うとろる業平
がくとろ
ちぐり
くろあり
これとや
世ろ人い
れり
ろーと
くん
くも
ちいつん
ほく白石
花咨
雙雅

いひつたへ附會の話ども多くて白石うつし全沙
を著わす其性愛ひとしく多くの異聞を記んあかく
そびえるもあり域内の奇怪とつべし

[illegible]

富縣波多丘岬。有新城戸畔者。又和珥坂下有居勢祝者。臂見長丈余。豊偏師
有土蜘蛛其勇力不肯來。延天皇乃分豊偏師
相類皇師結葛網而掩襲殺之。又高尾張邑有土蜘蛛其為人也身短而手足長。矢柴儒
日速津媛為一鬼長。其聞天皇車駕而自奉迎之。詔云。茲山有大石
窟。曰鼠石窟。二土蜘蛛住其石窟。一日青二日白。又直入縣禰疑野有三
土蜘蛛。一曰打猿。二曰八田。三曰國摩侶。是五人並其為人強。亦無類多衆
皆曰不從皇命。云云又同市巻之自高來縣渡玉杵名邑時。殺其兄之土蜘
蛛津頰。乃神功巻之轉至山門縣則誅土蜘蛛田油津媛及平家
物語第五曰。豊日本紀。余考天武天皇四年紀。州名草郡高雄村。
[illegible]

[illegible]

[illegible]

紀伊國貴志荘八幡宮領蓮華宮村別當職并油田事任
相傳神貴次郎法傳領掌不可有相違之狀如件

従四位上行左京權大夫多々羅朝臣　在判

明德二年十一月廿日

亀淵池

日村より小七町ばかり山の半腹にあり此地の中に小岩あり
そのうちに亀に似たり山の半腹にあり二尺ばかり
西山村にあり紀伊二座冊生神社　株れ曰元亀三年卯月廿三日
二品親王住助
小原の西山のあなたに生ずる仁和寺と號す蓮華室とかく

冊生神社

西山谷川

長原村小西二町ばかり傳川の端にあり
九畑村と境なり岩志川の流れ四十餘町にして
土蜘蛛を退治せらるしかとあり
山崎村にあり　言宗　本尊藏王權現

太平山藏王寺

七力洗の井

村上皇帝の御代天慶年中田村丸軍
形ばかりの用巻供養の法師なり玄照の俗姓は国日村の郡司なり
朱雀天皇の御代武帝のおん山あり
二世の姿顕れへりし
法名と玄照と名乗り一日思惟
一切三界主処衆生性仏
割愛王とまうす一切三界主処衆生性仏
南方に
一寺を建て七力法道花修成御代美当寺の日なり信濃の地五畿内の

竹林行敬畫古渡接人家潭影籠深翠山光帶落

中州

岩手渡に

紀山ろくの紀ノ川南方に流れる縁の地なり廣く生の高く紀伊国の分水嶺とて
あり此所を照感致晴よめ〜一うすてる紀ノ川の西岸に沿うて七月廿一日此地よりうめ山に異へ者方郡として
一梅ノ方に紀在昌紀の名所なり玄照法師のあるあり紀在昌の詩あること紀ノ川の名所なり
につくこと絶に達しなる山に感感のあるあり紀在昌の詩あること紀ノ川の名所なり
今こそ生こそ〜紀光の玄橋なりて彫刻せんとに先に一比丘勿論として書く日象の巧みな
あり此の名の詩〜〜と書くこと〜〜ずるらこそ宮なり〜〜〜

霞段觀魚停綜棹數雎立清沙更有超然趣朗吟興

特かに

宮堰水　場は日村の

相伝人性若神霊蛇と化し年々食草菜と薙除た堰水

を疏鑿しなまくらの兵年の只多くく川巾二丈つ只お定

しかろう毎年初られた日前国多西大神と伊都ちゃてまろる

柳い日前宮の神輿のろう れろ伊の

浮へ国多宮の神輿ろうろう 小門をとくろの堰伊の更

夫よろうて紀の川ろと堰入ろうろいろる旱魃にもこの堰水

潤ろるる 粉ろ石の田地を養人の用潤ちろ 伊ろ水亭四

年六月又丹堰小の伊論あろ日前宮国造家と和佐荘ろ

地頭織とすでた争論れたよろ又橋の伝 栗栖の伝歩堰水の

中ろよろく丹堰水とつちとろ本先規ちろこまろ城主

畠山の伊加臣 松伝越前国紀ろ遣て小論和須とろ

紀伊国名所図絵巻之六上終